

旅費規程

第1章 総則

第1条 この規程は、本連盟の役員及び事務局員（以下「役員等」という。）の出張に際し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において出張とは、役員等が会議、大会、視察、打ち合わせ等のために旅行することをいう。

第3条 出張は、会長又は理事長が依頼する。

第4条 役員等が出張した場合は、必要な交通費、宿泊費、日当を予算の範囲内で支給する。

第2章 旅費の計算

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により計算した料金とする。

第6条 旅費の計算日数は、会長又は理事長の依頼した日数とする。

第7条 交通費は、鉄道・バス・船・航空機利用で普通運賃とし、必要な特急料金、座席指定料金等を加算する。ただし、割引運賃がある場合は、それを適用する。なお、県内については支給しない。

第8条 宿泊料金は、主催者が協定した料金を支給する。

第9条 日当は、1日当たり2,000円（半日は半額）を支給する。

第3章 旅費の支払い及び清算

第10条 旅費は、佐賀県軟式野球連盟の「旅費（概算払い）確定払い書」に必要事項を記入して事務局に提出し、理事長の承認を得て概算払い、又は確定払いとする。

第11条 概算払いを受けた時は、確定後に清算しなければならない。

第4章 規程の改廃

第12条 本規程の改廃は、総会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成15年2月11日から施行する。

（一部改正）

この規程は、平成26年2月11日から施行する。